

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
保安林の解除予定の通知(3件) 県が行う公共下水道の幹線管渠等の設 置に関する工事の一部完了	(治山林道課) 1 (公園下水道課) 1
公 告	
ふぐ処理師試験の実施	(食品・衛生課) 1
土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 2
監査公表	
監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2
高知県収入委員会公告	
公示による送達	5

告 示

高知県告示第487号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐郡土佐町瀬戸字ヨケ989の21
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第488号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
香美市土佐山田町東川字東日浦2814の4、2814の5

- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第489号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
安芸郡安田町唐浜字西浜松2742の13
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

高知県告示第490号
過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第15条第1項の規定に基づき県が行う公共下水道の幹線管渠等の設置に関する工事の一部の完了について、過疎地域自立促進特別措置法施行令(平成12年政令第175号)第8条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 公共下水道の名称
土佐町特定環境保全公共下水道
- 工事の内容及び工事の区域又は区間
終末処理場 土佐郡土佐町田井字大畑1152番、1154番、1155番1及び1155番2
- 工事の一部の完了の日
平成20年5月23日

公 告

ふぐ取扱い条例(昭和36年高知県条例第34号)第11条第1項の規定による平成20年度ふぐ処理師試験を次のとおり行う。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

- 試験の期日
平成20年10月20日(月)
- 試験の場所
高知市南久万58-1 RKC調理師学校
- 試験科目及び時間
(1) 筆記試験(午前10時から) 食品衛生学、ふぐの知識及び衛生関係法規

- 鑑別試験(午前11時30分から) ふぐの種類及び部位の鑑別
- 実技試験(午後1時30分から) ふぐの処理の実技
- 受験の手続
県所定の様式による受験願書1通に次の書類を添えて提出すること。
(1) 2年以上ふぐ処理に関する知識及び技能を習得した旨を直接指導したふぐ処理師が証明した証明書1通
(2) 写真1枚(名刺型とし、出願前3月以内に撮影した正面、脱帽及び上半身像で、裏面に氏名を記載したもの)
- 受験手数料
5,280円(高知県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。)
- 受験願書の受付期間
平成20年9月19日(金)から同月26日(金)までの間(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで受け付ける。
なお、郵送の場合は、平成20年9月26日付けの消印のあるもので受け付ける。
- 受験願書の提出先
(1) 県内居住者は、住所地又は営業所を所管する福祉保健所(当該住所地又は営業所が高知市である場合にあっては、高知市保健所)
(2) 県外居住者は、高知県健康福祉部食品・衛生課(高知市丸ノ内一丁目2-20)
- その他の注意事項
(1) 受験願書を郵送する場合は、封筒の表面に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
(2) 受験者は、試験当日、受験票及び受験票に指示している物を持って午前9時50分までに試験会場に集合すること。
(3) 不明な点については、高知県健康福祉部食品・衛生課(電話番号088-823-9672)又は最寄りの福祉保健所に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、物部川土地改良区連合から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成20年7月25日
高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	濱田 昌顯	南国市物部 69
(就任)		

理事 森 尚武 南国市田村甲113-2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成20年7月25日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年2月28日 19高都計第563号	南国市蔵福寺島字西 屋敷456	南国市蔵福寺島 268-2 大島 祐二

監 査 公 表

監査公表第11号

平成20年7月25日

高知県監査委員

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事あて報告を行ったところ、高知県知事から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

20高行管第133号
平成20年6月27日

監査委員 様

高知県知事

平成19年度行政監査結果に対する措置について(通知)

平成20年2月20日付け19高監報第16号で報告のありました、電算システムの開発及び運用保守に関する内部統制の評価についての平成19年度行政監査結果に対して、下記のとおり措置を講じました。

記

(監査結果)

1 電算システムに関する内部統制

(1) 法規及び体制について

電算システムの調達においては、運営規程及び運営要綱等に基づき、システム開発及びシステム変更の意思決定の過程で情報政策課がその適否のチェックをすることとされている。同時に、開発等を委託しようとする場合には、情報政策課が書類を審査して契約方法を指導することになっている。しかしながら、運営規程にはシステムの休止及び廃止に

おける情報政策課のかかわりが規定されていない。

さらに、運営規程では、チェックの対象が外部委託する開発等に限定されていることに加えて、情報化推進会議の機能が位置付けされていない。

また、運営規程は、知事部局だけに適用されるものになっている。

よって、県全体としてシステムの調達に対する内部統制を有効に機能させるためには、委員会等を含む県の組織全体に適用される法令及び例規の整備を早急に図るべきである。

併せて、法令及び例規に基づいて電算システムの事務を適正に執行するためには、体制の整備が不可欠である。そのため、電算システムに通曉した人材を確保するとともに、県自ら養成に努めることが求められる。その際には、一人の職員に権限が集中しないよう、複数の人数が必要である。さらに、庁外の第三者の意見も採り入れることが望まれる。

(措置の内容)

県の関係する機関すべてを対象として、情報政策課の業務として実施していくためには、業務とするための裏付けや人員配置の問題・権限の付与などの整理をしていく必要があるため、現時点では知事部局に限定し、教育委員会等には協力・支援を行う方式としていますが、知事部局以外のニーズも把握し、費用負担の考え方などと併せて対応方針を整理していきたいと考えています。

また、システム休止・廃止については、一定額以上のものについては情報化推進会議などで協議・審査することとしていきます。

なお、情報政策課のチェックが外部委託に限定され、職員による開発が対象となっていないとの指摘については、該当案件もほとんどなく、現組織で対応可能ですので、早急に対応するようにします。

人材の確保については、高知県では人事異動のサイクルは4年を原則としていますが、その職務の特性から、4年に限定しない人事サイクルも必要であると考えています。

また、専門職の採用について、必要性は十分に理解していますが、県職員全体の採用計画と併せて総合的に検討していく必要がありますので、高知県庁全体の中で将来にわたって情報部門の果たすべき役割を十分に議論したうえで、採用について検討することになると考えます。

また、庁外の第三者の意見については、平成15年から17年にかけて県庁外の専門家にシステム調達の際の支援を委託していました。しかし、そのような方法では、責任の所在が不明確となり、アドバイスの域を出難いという課題が確認されています。このため、情報システムの専門家として任期付職員を雇用することにより対応することとしています。

(監査結果)

(2) 電算システムの評価・検証について

運営規程においては、予算要求及び発注の前の段階で情報政策課が支援やチェックをすることとされており、契約規則では完了検査も厳正に行わなければならないとされている。

しかしながら、運営規程には、システムの運用中はもとより廃止及び休止の場合の評価・検証を定めていない。実務的には、従来のシステムは新たなシステムが導入されて廃止されることが通常であり、専ら業務主管課による新システムの検討の中で廃止されるシステムの問題点が抽出されるに過ぎない。

よって、電算システムを評価・検証する仕組みを早急に確立する必要がある。その際には、導入の目的が達成されているか、また、どの程度効果を挙げたかを厳密に評価し、検証しなければならない。

(措置の内容)

情報化推進会議の内部組織で、全体最適を目指したシステム調達と調達プロセスの適正化を進めることを目的に設置された情報化検討部会では、費用対効果や全体最適、計画の熟度などの観点から評価を行っていますので、平成20年度から、それらの資料をもとに情報化推進会議で運用中及び休止・廃止時の評価を実施するように取り組んでいきます。

(監査結果)

(3) 単独随意契約について

委託契約で予定価格が100万円を超える場合は、政令及び契約規則により原則として競争入札を行わなければならないとされている。電算システムの開発等を委託する場合も例外ではなく、それを単独随意契約とすることは、特別の理由がある場合に限られる。

しかしながら、現状では、書類調査を行った運用保守契約のほとんどが単独随意契約となっており、その理由として、プログラム及び対象業務を熟知していること、また、運用保守の実績があることをあげたものがある。これらを単独随意契約の理由とすれば、^{必ず}と受託者が特定され、競争性が排除される結果になることは明らかである。

したがって、開発業者以外の受託を可能とする条件を整備し、積極的に競争入札に移行させるよう取り組むべきである。そのため、システム開発時の設計書、マニュアル等の整備及び運用保守発注時の仕様書の作成に際して、専門的な支援を充実させる必要がある。

(措置の内容)

指摘をいただいた方向で積極的に取り組んでいきますが、規模の大きなシステムでは仕様書の作成に関して、専門的な支援を充実させる必要があるため、速効的な対応は難しいと考えています。

規模の大きくないシステムでは、次回の保守契約の際に競争

入札させるために必要となるシステムに関する資料作成を委託業務として追加し、その次(次々回)以降の競争入札実現に向けて取り組んでいくこととし、平成20年3月4日付けで、その具体的な対応について全庁に通知を出しました。

(監査結果)

(4) ガイドブックについて

県では、情報化戦略の取組の中で、適切な調達事務の指針として具体的な手続を定めた電算システムの調達ガイドブックを作成している。

しかしながら、このガイドブックは、位置付けがあいまいになっており、分量からしても職員にとって真の「ガイドブック」たりえていないのではないかと考えられる。

したがって、現在の使用状況を把握するとともに、担当職員の意見も聴き、職員が使いこなせるような手立てをこの際考えるべきである。

(措置の内容)

本県は、東京大学や東京工業大学の教授や調達先進自治体といわれる県や市などが参加して立ち上げた「情報システム調達研究会」に平成19年4月から参加しています。

この研究会では、本県のガイドブックを中心として現場の声を反映して利用しやすいものとするために研究中ですので、平成20年度にはその成果を反映させて、簡易なガイドブックの作成ができるように取り組んでいきたいと考えています。

(監査結果)

2 廃止又は休止した電算システムに関する内部統制

今回の監査では、法令例規システム、食糧費システム及び環境行政支援システム群については、執行機関の評価のとおり、システム導入目的を十分果たしていたと認められる。

一方、文書情報システム及び電子申請・届出システムは、開発規模が大きく、また数多くの職員や県民の参加を予定したものであった。このため、システムを開発したのみでは何らその目的を達せず、利用者である県民や職員の情報システムに対する習熟度及び情報基盤の浸透度を無視しては成功しないものであり、当然のことながらシステムが有効利用される手立てを積極的に講ずべきであった。

この点について、二つのシステムは、当初の目的達成に導いていく総合的な推進力が乏しく、費用対効果の観点から見ると、明らかに失敗であったと言わざるを得ず、多くの反省材料を残す結果となった。

したがって、今後、システムを開発、運用していく際には、特に大規模なシステムについては、次の四点を基本として取り組むことを求める。

安易に機能を肥大化させず、目的に特化したシンプルなシステムを目指すべきである。

システムの開発時において、開発担当所属が適正なシス

テム開発を行っているかどうかについて情報政策課は節目の時点でチェックを行うとともに、外部の専門的な第三者を活用し、より専門的な視点からサポートできる体制を検討すべきである。

システム開発の検討は、予算査定の場合のみでは時間が限られて十分な検討がなされないおそれがある。また、予算査定の場合では、財政面からのみの議論に陥る可能性がないとは言えない。したがって、現在運用されている推進会議及び検討部会のあり方を見直すことも含めて、政策面から具体的な議論がなされる場を設けるべきである。

システムの運用時においては、電算システムがその導入目的に沿って常に有効利用されるよう、定期的に調査を行い、所属に対して目的の発揮に向けた適切な措置、さらには場合によりシステムの廃止措置を執ることができる権限と役割が付与される組織の設置が検討されるべきである。

(措置の内容)

平成17年度から、検討部会において真に必要な機能などについてチェックを実施しています。

情報化推進会議において定期的に事業の進捗や効果などを報告し、年度末には評価を実施していますが、今後は、利用状況など費用対効果等を意識し、さらに充実した評価内容にしていきます。

なお、外部の専門的な第三者を活用する体制について趣旨は十分に理解していますが、専門的な第三者を確保することが現実的には相当に困難な状況です。

と併せ、課題を総合的に踏まえて検討します。

業務の拡大などについては人的配置の問題とも絡みますので、専門職員の採用問題と同様に、今後の情報部門へ求められる役割、各組織のニーズなどを正確に把握したうえで研究していきたいと考えています。

(監査結果)

3 ホームページの運用管理に関する内部統制

(1) 規程の整備について

ア 運用管理規程

県がホームページを利用して情報提供等を始めてから10年以上を経過しているが、いまだに県のホームページ運用管理規程が制定されないままになっており、また、ほとんどの部局においても、運用管理規程が未整備のままとなっている。

したがって、以下のような問題点が見受けられる。

掲載情報の変更等に当たり決裁を全く受けていない所属が20.2パーセントあり、受けていない場合があるとする所属を含めると約6割の所属において意思決定が十分になされていない。

また、所属長が決裁をしたからといって、ウェブページ

の作成等の段階で運用管理のチェックが働かないと同様の問題が生ずるおそれがあるが、部局あるいは所属におけるホームページの運用管理者あるいは担当者の役割及びその責任の所在が明確になっていない。

県として、ホームページを通じてトータルな情報及びサービスを県民に提供するという視点が欠けており、どういう情報を掲載するのかという点について、すべて所属任せになっている。

結果として、掲載内容を規定している所属は全体の11.5パーセントしかなく、どのような情報をホームページに掲載するのかについてのルールがなく、また、掲載に当たって決裁も受けずに、「必要なとき」、「必要に応じて」情報を掲載している。これでは、担当者によってその判断が異なり、本当に必要な情報が掲載されるのかはなほ疑問である。

以上のことから、ホームページによって県のトータルな情報及びサービスを提供していく上で、基本となる規程を欠いたままになっているという事態は早急に改善すべきであると考えられる。

(措置の内容)

今年度、所属ホームページの運用改善を含む県ポータルサイトのリニューアルを行うこととしており、その新たな形も見極めながら、業務分担や研修体制等について関係課で調整のうえ、平成21年度を目処にホームページの運用管理規程を制定していきます。

なお、今回の指摘を踏まえ、その規程には、正確な情報をホームページに掲載するために必要な組織的合意及び責任の所在について、その位置付けを明記するとともに、各所属がホームページへ掲載する内容についても目安となる一定の基準を規定したいと考えています。

(監査結果)

イ ガイドラインについて

県のホームページのユーザビリティ及びアクセシビリティを向上させるために、県政情報課がガイドラインを策定しているが、このガイドラインには、以下のような問題点及び改善すべき事項が認められた。

ガイドラインは、ウェブページの作成等に当たって準拠しなければならないものとして組織決定されたものではない。

このため、所属においてはガイドラインに対する配慮が不十分で、ウェブページの作成等に当たって参考としなければならないものとの認識すら希薄になっている。

こうしたことから、ガイドラインについては、ウェブページの作成等を行う場合に準拠しなければならないものにするるとともに、段階的に要求水準を見直していくよう検討

を求める。

ガイドラインのアクセシビリティは、JIS X 8341-3との整合性が図られていないので、今後の見直しにおいてJIS X 8341-3の内容を十分に踏まえた内容とすべきである。

ガイドラインには、県のホームページとしてある程度統一したレイアウトを確保するという視点が欠けている。このため、各所属のレイアウトは極めて統一性を欠いたものとなっている。

このため、少なくとも部局内ではある程度統一したレイアウトを検討すべきである。

(措置の内容)

今年度実施する県ポータルサイトのリニューアルに際しては、高知県ホームページ作成ガイドラインの改訂も予定しており、現行のガイドライン制定後に公示された日本工業規格JIS X 8341-3を踏まえた内容に見直します。

ガイドラインで示す内容を各所属に準拠させる方法については、今年度実施する県ポータルサイトのリニューアルに併せて行う所属ホームページの運用改善に際して、例えばホームページ公開前には系統的にガイドラインチェックが働くような仕組みを検討したいと考えています。

なお、ホームページの統一したレイアウトについても、所属ホームページの運用改善の中で検討しているCMS〔コンテンツマネジメントシステム：ホームページの作成を簡便に行えるシステム〕の導入により、改善を図ります。

(監査結果)

(2) 点検指導体制及び手続

県のホームページの点検・指導に関する業務の一部は県政情報課の所管となっている。しかし、その範囲をトップページ及びその周辺のウェブページとしている。このため、規程等が整備されていないこともあって、県のホームページについて、どの機関が全体的な点検、指導を担っていくのかが明らかにされていない。

また、県政情報課は、所属のホームページの現況調査を実施しているとは言うものの、その範囲は限定的なものでしかない。県のホームページはページ数も膨大で、かつ、今後更に増大していくことが予測される。したがって、必要な情報が掲載されているか、更新は速やかになされているか、ガイドラインが定めているユーザビリティ及びアクセシビリティが確保されているか、といったことを県政情報課のみで対応していくことは困難と言わざるを得ない。

こうしたことから、運用管理規程の制定に併せて、必要な点検、指導が十分行える全庁的な体制づくりを早急に検討する必要がある。

県のホームページは見やすく、扱いやすく、正確で最新の

情報を掲載しなければならない。そのためにガイドラインは作成されたものと考えるが、残念ながら必ずしもガイドラインを参考として作成されていないウェブページが少なからず見受けられる。

その原因としては、ユーザビリティ及びアクセシビリティに対する職員の意識が低いことのほか、点検、指導の計画及び達成目標が示されていないことも原因のひとつであると考えられる。ユーザビリティ及びアクセシビリティの向上を短期間で達成することは困難としても、計画及び目標を設定し、この目標の達成に向けて継続的に取り組んでいく必要がある。

(措置の内容)

「所属ホームページに必要な情報が掲載されているか、更新は速やかになされているか」といったことを点検、指導する全庁的な体制づくりについては、今後、運用管理規程の制定に併せて検討していきます。

ユーザビリティ及びアクセシビリティの確保については、改訂後のガイドラインの内容を遵守するよう研修会で徹底していくとともに、ユーザビリティ及びアクセシビリティを向上させる計画及び目標を設定し、ホームページ公開前には系統的にガイドラインチェックが働くような仕組みを導入することにより、目標以上の水準が確保できるように取り組んでいきたいと考えています。

また、委託により作成されるホームページについては、これまで同様、情報政策課の調達支援の中で、ガイドラインに沿った適切な開発と発注した課による完成後の適正な運用管理をするよう指導を行っていきます。

(監査結果)

(3) 各部局及び所属における運用管理

ほとんどの部局において運用管理規程を欠いており、所属の運用体制にも問題があると認められる。

よって、運用管理規程の整備と相まって、必要な情報がホームページに掲載されているかどうかの点検を行うとともに、運用管理者及び担当者などの役割及び責任を明確にし、ウェブページの追加や更新がガイドラインに準拠し、かつ、タイムリーに行える体制の整備を図る必要がある。

(措置の内容)

各部局あるいは所属における運用管理や運用体制については、「高知県HP運用管理規程」(仮称)の方向付けの議論の中で運用管理者及び担当者などの役割について検討していきます。

なお、平成20年度から各所属においてホームページ担当者を定め、事務分担当に明記することとしました。

(監査結果)

(4) 職員に対する支援体制

職員が適宜にウェブページの作成等を行えるだけのスキルを身につけることは非常に重要である。

しかしながら、今回の調査結果では、職員のスキルが低いため、ガイドラインのユーザビリティ及びアクセシビリティを確保したウェブページが作成できていなかったり、ウェブページを速やかに更新できていない所属が見受けられる。

また、属人的な能力に頼ってウェブページの作成等の業務を行っている所属もあることから、職員の異動によってその更新ができなくなっている所属も見受けられる。

さらに、各所属のホームページを見てみると、作成等に当たっている職員のスキルに大きな開きが認められた。

こうした状況からすれば、現在行われている職員に対する研修が十分であるとは認められない。この原因は、研修の対象者として各所属のホームページ運用管理者あるいは担当者研修を義務付けていない点にもあると考えられる。

よって、ウェブページの作成等に関する職員研修においては、運用管理者及びホームページ担当者に絞りを絞り、実際に運用されている所属のウェブページを素材にしてガイドラインに準拠したウェブページの作成等が可能となるような実践的な研修内容を盛り込むべきである。

県政情報課は、平成20年度にCMSを導入する計画であるが、所属のすべてのウェブページを自動生成システムで作成することは困難と考えられる。

よって、HTMLソースを記述した実践的な事例集を盛り込んだマニュアルは必要と考えられるところから、この際、マニュアルの全面的な見直しを検討する必要がある。

(措置の内容)

今年度、県ポータルサイトのリニューアルに併せて行う所属ホームページへのCMSの導入により、職員のホームページ作成スキルのレベルに大きく左右されることなく、スピーディなホームページの作成や更新ができる環境が整備されれば、現状は確実に改善するものと考えられます。

ただし、指摘のとおりすべてのホームページをCMSで作成することは困難であると考えられることから、現在の「高知県ホームページ作成マニュアル」を、より技術的な理解を深められるよう配慮した形に全面改訂するとともに、ホームページ作成研修についても、担当職員の技術や知識を高める内容で実施することとします。

(監査結果)

(5) 外部委託について

ホームページは、日常的なメンテナンスを前提としており、県の財政状況を考慮すると、基本的に職員が対応せざるを得ない状況にある。また、現実に9割近い所属においてホームページの更新を行っている状況が見られる。

情報政策課はウェブページの作成等は基本的に職員が可能

な範囲で行うとの方針であるが、現状では、ホームページの大幅なりニューアルなどについては職員が対応することが困難な場合も考えられる。

こうしたことから、外部委託によらざるを得ない場合もあるが、安易なアウトソーシングは厳に慎むべきであることは言うまでもないことであり、どのような場合に外部委託するのかという点について、明確な基準がないことは問題である。

また、外部委託に当たって、ユーザビリティ及びアクセシビリティの要求水準は定められてなく、納品及び検収時にもその評価を義務付けることにはなっていない点も問題である。

以上のことから、外部委託に当たっての統一的な基準づくりを早急に行うべきである。

(措置の内容)

各所属がホームページ作成及び運営を外部委託する場合には、情報政策課の調達支援の中で、発注仕様書の中に高知県ホームページ作成ガイドラインに規定する、ユーザビリティ及びアクセシビリティのチェックリストの提出を明記するよう指導しており、現行ガイドラインの要求基準としては当該チェックリストの各項目のうち、優先度Aに該当するものになっています。

今後、運用管理規程の制定にあたり、どのような場合に外部委託が可能かという基準を含め、ユーザビリティ及びアクセシビリティの要求基準の見直しを検討し、納品及び検収時の評価が適正に行われる体制作りに取り組んでいきます。

収 用 委 員 会 公 告

土地収用法(昭和26年法律第219号)第66条第3項の規定により送達すべき次の書類は、高知県収用委員会事務局において保管しているので、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成20年7月31日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成20年7月25日

高知県収用委員会会長 岡村 直彦

1 書類の種類

平成20年7月9日付け権利取得及び明渡しの判決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高知市春野町西畑字南堅割2113番6、2113番14及び2113番15の土地の所有者

不明。ただし、登記簿表題部所有者

住所不明

徳永盛亀